

Press Release



7. 7. 29
南予地方局

麻痺（まひ）性貝毒の終息について

- 1 本年3月7日に宇和島市三浦地区及び同年6月9日に西予市三瓶地区の天然マガキから規制値（4マウスユニット/g）を超える麻痺性貝毒が検出（三浦地区：150マウスユニット/g、三瓶地区：15マウスユニット/g）されたことを受け、南予地方局では、関係市町及び関係漁協に対し両地区でとれた二枚貝を取り扱わないよう指導するとともに、立看板を設置して、地域住民に対し自家消費しないよう注意喚起してきたところです。
- 2 この間、県水産研究センターが、毒化の原因プランクトンである「アレキサンドリウム・パシフィカム」の調査を継続してきましたが、6月20日以降、両地区とも当該プランクトンは確認されなくなったため、7月10日から7月24日までの間で、採取した二枚貝を（一財）食品環境検査協会神戸事業所で検査したところ、3回連続して規制値を下回る結果となったことから、麻痺性貝毒は終息したものと判断しましたので、お知らせします。

○お問い合わせ先

南予地方局農林水産振興部水産課

TEL 0895-28-6148

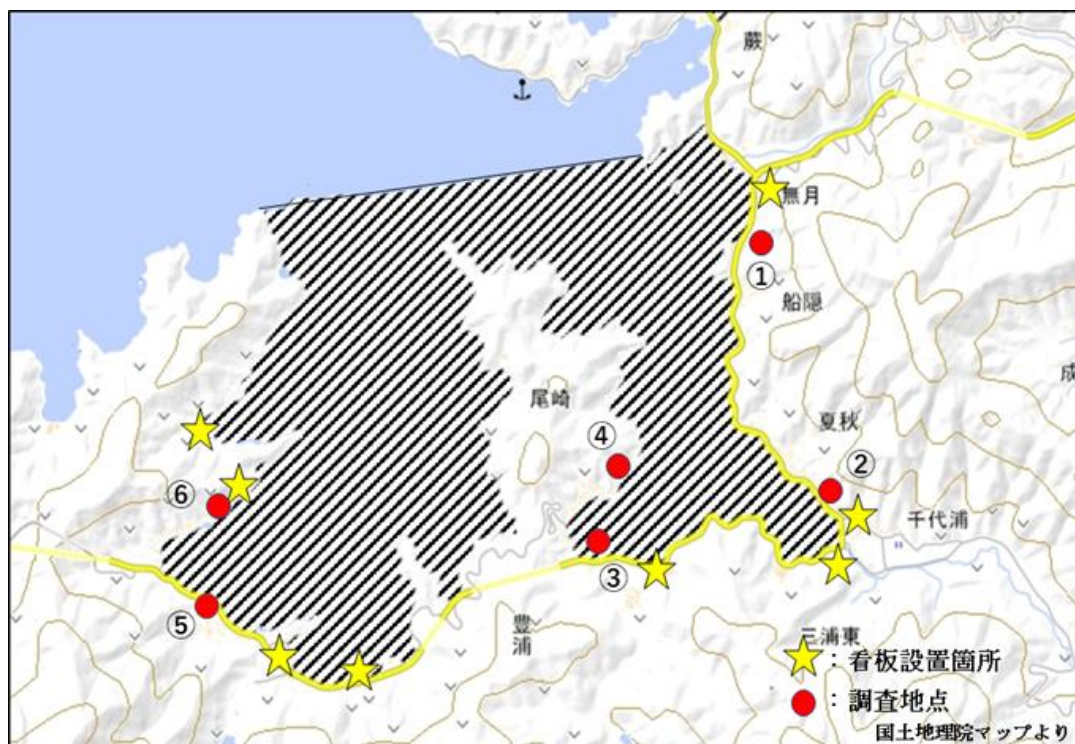
八幡浜支局農林水産振興部水産課

TEL 0894-22-4111（内線303）

担当者：技師 友田帆乃香

担当者：係長 山下浩史

三浦地区の採捕規制区域、貝毒プランクトン調査地点及び立看板設置場所



※斜線は今回規制解除の区域

貝毒プランクトン濃度（細胞/ml）

	①	②	③	④	⑤	⑥
	船隠	夏秋	漁協前	豊浦	西支所	安米
3月4日	－	－	8,700	－	－	－
3月5日	37	840	149	156	0	0
3月10日	3	27	17	6	2	－
3月17日	0.006	0.092	6	0.060	0.059	－
3月25日	6	0.064	3	0.055	2	－
4月1日	0.006	4	4	0.004	0	－
4月8日	0.002	0.160	0.030	3	0.002	－
4月15日	0.002	0	0	0	0	－
4月22日	0.005	0	0	0	0	－
4月30日	0	0	0	0	0	－
5月9日	－	0	0	－	0	－
5月16日	－	1	0.012	－	0	－
5月21日	－	0	0	－	0	－
5月27日	－	4	0.043	－	0.006	－
6月4日	－	0.002	0	－	0	－
6月9日	－	0	0	－	0	－
6月20日	－	0	0	－	0	－
7月10日	－	－	0	－	－	－
7月17日	－	－	0	－	－	－
7月24日	－	－	0	－	－	－

※危険濃度：500細胞/ml

三瓶地区の採捕規制区域、貝毒プランクトン調査地点及び立看板設置場所



※斜線は今回規制解除の区域

貝毒プランクトン濃度（細胞/ml）

	①
	蔵貫
6月3日	244
6月4日	19
6月5日	630
6月20日	0
7月10日	0
7月17日	0
7月24日	0

※危険濃度：500細胞/ml

麻痺性貝毒原因プランクトンについて



アレキサンドリウム・パシフィカム

○形態及び泳ぎの特徴

渦鞭毛藻の一種で、球状のプランクトンで、2～8細胞の連鎖群体を形成する。長さ21～50 μm で、広く深い横溝が細胞の周囲を一周している。単体の場合、ほぼ直線的に遊泳する。

○生態的特徴

出現時の水温は12～26℃、水温上昇期に主に発生し、特徴的なシスト（植物でいう“タネ”のこと）を形成し、発芽して海水中で漂流。このシストは頑強な皮膜に包まれており、海泥中で長期間生存できる。

○特記事項

二枚貝類の麻痺性貝毒原因種。発生密度が500細胞/mlで毒化の危険が高まる。

麻痺性貝毒について

○毒 値 : 単位はMU（マウスユニット）

（1MUとは、体重20gのマウスが15分で死ぬ毒量）

○規制値 : 4MU/gが食用の貝肉としての基準値

（昭和55年7月1日環乳第9号厚生省環境衛生局長通知「麻痺性貝毒等により毒化した貝類の取り扱いについて」）

○致死量 : ヒトの致死量は、3,000MUとされている。

○症 状 : 食後30分程で口唇、顔面のしびれ、痛みを発生し、続いて四肢の麻痺が起こり、重傷の場合は、呼吸麻痺により死亡する。

○参 考 : 規制の解除については、貝毒の検査結果が3回連続して規制値を下回らなければならない。